



東川町消費者協会
裁判手続を悪用した架空請求にご注意を

出会い系サイトやアダルトサイト等に係る架空・不当請求に関する相談件数は依然として減少傾向を示さず、その手口は日々変化を遂げ、より巧妙、悪質化しています。
最近「支払督促」や「小額訴訟」といった裁判所の手続きを悪用したり、裁判所からの通知を装った架空請求が見られます。裁判所の手続きが本当に進められている場合には、身に覚えがなくても放置すると、強制執行などの不利益を被るおそれがありますので、裁判所から通知が届いたときは、本誌の「裁判所」からの通知かどうか確認することが必要です。

裁判所からの通知であるかどうかの見分け方
裁判所からの「支払督促」や「小額訴訟の呼出状」は「特別送達」という特別な郵便で送付されます。

見分け方のポイント
「特別送達」と記載された、裁判所の名前入りの封書で送付されます。はがきや普通郵便で送付されることはありません。郵便職員による手渡しは原則

です。はがきなどのように郵便受けに投げ込まれることはありません。

受取の際は、郵便職員から「郵便送達報告書」に署名または押印が求められます。
また、本物の「支払督促」や「小額訴訟の呼出状」には、「事件番号」、「事件名」が記載されています。そして「支払督促」については、「督促異議申立書」が一緒に同封されています。なお、これらの書類に金銭の振込み先等(預金口座等)が記載されていることはありません。

本物の通知かどうか分からないときは、通知に書かれた連絡先には絶対に連絡しないでください。
お問い合わせ 北海道立消費生活センター ☎ 011-211-0111
0/上川相談所 ☎ 49-4089/東川消費者協会 ☎ 82-2111内線12

旭川河川事務所
河川堤防の除草回数変更のお知らせ

刈りっぱなし区間の堤防除草について、これまでの年間2回の除草から1回に変更になりました。

1 回刈の堤内側につきましては7月10日頃までに刈り終わる予定をしております。

なお、集草区間については、これまでと同様に年間2回の刈り取り、集草を行います。お気づきの点がありましたらご連絡いただきますようお願いいたします。

旭川河川事務所計画課維持補修係 ☎ 48-2131内線341

上川支庁税務部納税課
5月31日火は、自動車税の納期限です

自動車税は、毎年4月1日現在で自動車をお持ちの方(運輸支局に登録されている方)に納めていただく道税です。納期限までに必ず納めましょう。

また、日中お仕事などで納税できない方のために、次のとおり休日・夜間納税窓口を開設します。どうぞご利用ください。
休日 5月29日(日) 午前9時から午後5時まで
夜間 5月31日(火) 午後6時から午後9時まで
場所は いずれも、上川合同庁舎(旭川市永山6条19丁目)1階税務部納税課です。

お問い合わせ 上川支庁税務部納税課(代表) ☎ 46-5111
内線2361、2362

旭川地方裁判所

裁判所市民講座を開催します

旭川地方裁判所では次の日程で市民講座を開催します。多くの皆様のご参加をお待ちしております。
日時 6月16日(木) 午後1時30分から3時まで
場所 旭川地方裁判所5階大会議室(旭川市花咲町4丁目) 定員 50人

テーマ 「家族関係と法律 離婚の話」(離婚にまつわる慰謝料、財産分与、親権、養育費などの法律問題と家庭裁判所の手続きなどについて解説します。)
講師 裁判官、家庭裁判所調査官
申込先 旭川家庭裁判所総務課(☎51-6251) 定員になり次第締切ります。

北海道総合通信局
6月1日〜6月10日は電波利用保護期間です
電波の利用は、携帯電話の普及に代表されるように市民生活や様々な社会経済活動にとって不可欠なものとなっており、急速に増大しております。
しかしながら、車両に搭載された不法C/B無線、不法アマチュア無線、不法パーソナル無線と呼ばれる多くの不法無線局が

人命・財産に関わる重要無線通信に対して妨害を与え、また、テレビ・ラジオに受信障害を与えるなど住民に多大な迷惑をかける社会的な問題が起きています。総務省では、広く国民に電波利用環境保護の大切さを訴えるため、6月1日の「電波の日」から10日間を「電波利用保護期間」と定め、電波利用に関する周知・啓発活動を全国的に展開しています。暮らしを支える電波はルールを守って正しく使いましょ。

電波に関するお問い合わせ 北海道総合通信局(札幌市北区北8条西2丁目 札幌第1合同庁舎) 電話受付時間午前8時30分〜午後5時(土・日および祝日は除く) ☎ 011-709-3550
電子メール sodan@hts.muroran.go.jp
北海道総合通信局ホームページ http://www.hokkaido-bj.go.jp/

東川町商工会青年部
地区電話帳に関するお詫
4月に配布させていただきましたが、誤った商工会青年部作成の電話地図帳の確認作業に不足があり、印刷間違い等がありました。関係された方にはたいへんご迷惑をお掛けしましたことをお詫びいたします。

東川町防犯協会

東川町防犯協会では、町民の安全や青少年の健全育成を図るため活動を進めています。しかし、近年では青少年犯罪の低年齢化や凶悪化が進むなど憂慮すべき事態となってきました。このような中、16年度も全小学校新入生に防犯ブザーを配布し使用していただいております。本町でも、青少年は地域社会から育むという視点に立ち、関係機関・団体が連携し、全町民が防犯意識の高揚に努め犯罪の無い明る

いまちづくりを進めなければなりません。このため、全町民(全世帯)が会員となつていただくなか、各行政区長様が協力員として防犯組織の活動を実施しています。なお、会費として1世帯につき100円をいただいておりますので、会員の皆様へ防犯協会収支決算報告をいたします。ぜひご覧いただき、よりそのご理解とご協力を賜りたく申し上げます。

東川町防犯協会 会長 川上隆司

平成16年度 日本赤十字社東川分区収支決算書

Table with 5 columns: 科目, 予算額, 決算額, 比較増減, 備考. Rows include 繰越金, 配分金, 社費, 雑入, 合計.

Table with 5 columns: 科目, 予算額, 決算額, 比較増減, 備考. Rows include 事業費, 旅費, 事務費, 災害援助, 予備費, 合計.

Summary table with 3 columns: (収入) 1,135,661円, (支出) 1,107,123円, (繰越金) 28,538円.

平成16年度 東川町防犯協会収支決算書

Table with 5 columns: 科目, 予算額, 決算額, 比較増減, 備考. Rows include 繰越金, 会費, 雑入, 合計.

Table with 5 columns: 科目, 予算額, 決算額, 比較増減, 備考. Rows include 会議費, 旅費, 事務費, 雑費, 合計.

Summary table with 3 columns: (総収入) 228,267円, (総支出) 209,836円, (次年度繰越金) 18,431円.

平成16年度決算報告

日本赤十字社東川分区

赤十字は、明るく住みよい平和な社会を築きあげるため、血液事業の推進や国内外の災害時の医療救護・救護物資や義援金の贈呈など、いろいろな事業を行い、世界の平和と福祉に役立つ願いで活動しています。

その活動を支えているのが善意による社資(社員)と寄付金。そして努力を提示する多くの奉仕者です。赤十字は、あなたの善意が支えます。平成16年度の東川分区の決算書は次のとおりです。今後ともご理解とご協力をお願い致します。